

～在留邦人の皆様へ～

(件名)

大気汚染物質対策のためのデリー市内における車両通行規制について (通達の発出)

平成27年12月28日
在インド日本国大使館

大気汚染対策のためのデリー市内における車両通行規制については、28日デリー準州政府が通達(以下のリンク先ご参照)を発出しましたので、右概要を以下のとおりお知らせいたします。

なお、規制内容は25日付でお知らせした内容と同様です。

※交通規制のリンク先：

http://www.delhi.gov.in/wps/wcm/connect/doi_transport/Transport/Home/Gazette+Notification

1 規制の概要

- (1) 適用期間: 2016年1月1日から1月15日までの15日間
- (2) 日曜日を除き、午前8時から午後8時までの車両の通行を規制。
- (3) 車両登録番号の最後の桁が奇数の車両は奇数の暦日(1月1日、5日、7日、9日、11日、13日、15日)、偶数の車両は偶数の暦日(1月2日、4日、6日、8日、12日、14日)にのみ、デリー市内の通行が許される。

2 規制の適用外

- (1) CNG(圧縮天然ガス)車及びハイブリッド車。なお、CNG車はステッカー掲示必要。
- (2) 二輪車(当面適用除外とするが、最初の1週間で終了した時点で扱いを見直す。)
- (3) 運転手を含め、女性のみが乗車する車両、または、女性と12歳までの子供のみが乗車車両。
- (4) 要人車両(VVIP: 大統領、副大統領、インド首相、知事、インド中央政府閣僚、デリーを除く各州首相、デリーを除く各州閣僚、最高裁判事、高裁判事等)。
- (5) 救急車、消防車、病院の車両、霊柩車、デリー警察車両、軍用車、緊急車両、外

交官車両。

(6) 障害者の乗る車両。

3 適用除外されない車両

(1) デリー市外から進入してくる車両にも適用。

(2) デリー準州の首相及び閣僚の車両にも適用。

4 罰則

違反者には2,000ルピーの罰金を課す。

5 その他

2週間の規制期間終了後、規制の効果及び影響を評価し、今後、こうした規制を導入すべきか検討する。

(了)